

自衛消防活動中核要員該当対象物一覽（人員算定基準）

（火災予防条例第55条の5第1項）

建物の用途、規模及び収容人員等により自衛消防活動中核要員を置くことが義務づけられています。人数については、用途と規模により定められる数以上を配置することが必要です。

号数	用途	主な用途	自衛消防活動中核要員が必要な建物	必要人数の算定基準 (1未満の端数は切り上げる)		例
①	(16)2項	地下街	床面積の合計3,000㎡以上	特定用途	延面積 10,000㎡ 以下の場合 (※) 5人 (※)共同住宅部分は除く 地下街は床面積の合計	基準例
②	(5)項イ	旅館、ホテル	延面積3,000㎡以上			
③	(2)項	キャバレー、遊技場	延面積3,000㎡以上かつ収容人員300人以上			
	(3)項	飲食店				
④	(4)項	物品販売店舗	延面積5,000㎡以上			
⑤	(1)項	劇場、映画館、公会堂、集会場等	延面積10,000㎡以上又は収容人員2,000人以上	延面積 10,000㎡ を超える 場合(※) 5+ $\frac{(\text{延面積}(\text{※}) - 10,000\text{㎡})}{10,000\text{㎡}}$ 人 (※)共同住宅部分は除く 地下街は床面積の合計	基準例	
⑦	(6)項イ	病院、診療所	延面積10,000㎡以上かつ収容人員500人以上			
⑨	(16)項イ	複合用途 (特定用途含む)	①～⑧に該当するもの又は延面積10,000㎡以上 (共同住宅部分は除く) 小規模特定用途複合防火対象物を除く 小規模特定用途複合対象物は(16)項口の基準と同じ			
④	(12)項	工場、作業所等	延面積5,000㎡以上	非特定用途	延面積 30,000㎡ 以下(※) 5人 (※)共同住宅部分は除く 5+ $\frac{(\text{延面積}(\text{※}) - 30,000\text{㎡})}{10,000\text{㎡}}$ 人 (※)共同住宅部分は除く	基準例
⑥	(13)項イ	車庫、駐車場等	延面積10,000㎡以上			
⑧	(15)項	事務所等	延面積30,000㎡以上			
⑩	(16)項ロ	複合用途 (非特定用途のみ)	④、⑥、⑧に該当するもの、又は延面積30,000㎡以上(共同住宅部分は除く)			
号数	用途	必要な建物	必要人数の算定基準 (1未満の端数は切り上げる)		例	
⑪	①～⑩以外の高層建築物(高さ31Mを超える建物)	延面積20,000㎡以上(共同住宅部分は除く)	特定用途	延面積(※)20,000㎡を超える場合	5+ $\frac{(\text{延面積}(\text{※}) - 20,000\text{㎡})}{10,000\text{㎡}}$ 人 (※)共同住宅部分は除く	基準例
				延面積(※)30,000㎡以下		
			非特定用途	延面積(※)30,000㎡を超える場合	5+ $\frac{(\text{延面積}(\text{※}) - 30,000\text{㎡})}{10,000\text{㎡}}$ 人 (※)共同住宅部分は除く	基準例
				延面積(※)30,000㎡以下	5人 (※)共同住宅部分は除く	基準例
⑫	危険物施設等	同一敷地内の屋外タンク貯蔵場所又は屋内貯蔵場所の指定数量の合計1000倍以上	5+ $\frac{(\text{指定数量の倍数の合計} - 1,000)}{1,000}$ 人		基準例	
		指定可燃物を貯蔵し又は取扱う床面積の合計1,500㎡以上	床面積の合計10,000㎡以下の場合	5人		基準例
			床面積の合計10,000㎡を超える場合	5+ $\frac{(\text{床面積の合計} - 10,000\text{㎡})}{10,000\text{㎡}}$ 人		基準例
その他消防総監が定める防火対象物における算定の特例						例

※ 「小規模特定用途複合防火対象物」とは、消防法施行規則第13条第1項第2号に定める「特定用途の複合用途防火対象物のうち、特定用途に供される部分の床面積の合計が延べ面積の10%以下かつ300㎡未満のもの」をいいます。

の用途は、同一敷地内の同一用途を合算して、該否及び必要人数を判定します。